

2025年度「高等教育の修学支援新制度」 申込要領

(新制度 在学二次採用(秋))

「高等教育の修学支援新制度」は、学部学生(留学ビザの外国人留学生を除く)を対象にした、授業料等免除と給付奨学金による国の修学支援制度です。事情によりどちらか片方の支援のみを希望する場合(例:他の奨学金との併給制限のため授業料免除のみを希望する場合)でも給付奨学金への申請は必ず行ってください。

※併給不可とする奨学金でも、本制度や本制度による授業料免除のみの利用を認めている場合があります。個別の奨学金の取扱いについてご不明な点はお問い合わせください。

「大学等における修学の支援に関する法律」(令和元年法律第八号)の改正により、「高等教育の修学支援新制度」が拡充され、生計維持者(原則として父母2名)の収入を問わず、多子世帯に該当する場合(学生本人が3人以上の子の生計を維持する者に生計を維持されている場合)、入学料および授業料が全額免除となります。

多子世帯に該当する場合の入学料および授業料の免除についても「高等教育の修学支援新制度」の枠組に沿って実施されますので、支援を希望する方はこの要領に従い、申請してください。(入学料の免除は新入生が在学定期採用(春)で採用された場合に限り、それ以外の時期の申請では入学料は免除されません)。

【制度についての解説】(文部科学省ウェブサイト) 高等教育の修学支援新制度 特設ページ

<https://www.mext.go.jp/kyufu/>

(日本学生支援機構ウェブサイト) 令和7年度からの多子世帯支援拡充に係る対応について

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/r7tashikakudai/index.html>

多子世帯の要件は文部科学省・日本学生支援機構のウェブサイトをよくご確認ください。2025年秋の募集では令和7年度の住民税課税情報(令和6年収入情報)がマイナンバーから収集され、日本学生支援機構にて収入・扶養の確認が行われます。申込時点で子等が3人いるかではなく、マイナンバーより引き当てられる最新の情報にて要件を満たしている必要があります。(子等であっても、前年の収入によっては住民税における扶養から外れます。扶養から外れている「子等」については、多子世帯支援における「子等」に数えられません。また、対象となる学生本人が扶養から外れている場合、生計維持者の扶養する子等が3人以上いたとしても多子世帯支援の対象になりません)。住民税課税情報は自治体から発行される課税証明書や、マイナポータルにて確認可能です。また、扶養する子等には、生計維持者から見て年下の親族(生計維持者の弟・妹等)も含まれます。(配偶者や生計維持者の父母は含まれません)。

2025年1月1日以降に「新たに生まれた子等」(生計維持者の実子)がいる方については学生支援課にご相談ください。新たに生まれた子等の申告および出生届の写しを事前に日本学生支援機構へ提出する必要があります。

(2025年1月1日以降の出生者はマイナンバーから情報を引き出せませんので、手続きがない場合は子等の数にカウントされません)。

2025年1月1日以降に生計維持者が死亡している場合、もしくは家庭内暴力等により避難・離婚調停中の場合で、生計維持者の扶養情報が父母の間で移動している場合は学生支援課にご相談ください。死別した父母や、家庭内暴力によってマイナンバーを提出できない父母の扶養下にある場合は、マイナンバーから引き出せる情報内に扶養が含まれません。事前に日本学生支援機構・文部科学省へ相談が必要です。必ず申し出てください。(離婚は事情によって考慮される場合とされない場合があります。また、再婚により多子世帯となった場合については住民税課税情報により子等が3人以上いることが確認できる時期になってから支援対象となります)。

学生本人もしくは生計維持者が海外に居住している(た)等の場合、マイナンバーから収入情報を引き出すことが出来ません。該当する場合は収入および扶養に関する申告書と証憑の提出が必要です。

本紙でご案内する申込の流れは、給付奨学金案内 p. 24「申込手順等」と一部異なります。
申込は本要領の記載に沿って行ってください。

申込資格等

以下の1～4の基準全てを満たすこと

1. 学業成績等に係る基準 → 給付奨学金案内p. 8

- ※ いずれの要件を採用する場合であっても「学修計画書」は全員提出が必要です。
- ※ 修得単位数が不足し廃止要件（留年等）に該当する場合は、GPA（平均成績）の要件を満たした場合であっても申込資格がありません。本制度における「標準単位数」は、卒業必要単位数÷修業年限（4年）×在学期間により算定します。
新2年生：31単位以上、新3年生：62単位以上、新4年生93単位以上の修得単位数が必要です。
- ※ 上記基準はあくまで休学期間がない場合のものです。休学を挟んだ場合は在学期間がそれぞれ異なりますので、標準単位数が変わります。
- ※ 成績は全て前年度末時点のものを参照します。秋の募集であっても、直近の春夏学期の成績は参照されません。
新1年生については修得単位数の要件はありませんが、出願時に提出した高等学校等の調査書を確認します。
- ※ 学業基準を満たさないことについて、傷病・被災等の真にやむを得ない事由がある場合は、審査で考慮される場合がありますので、事前にご相談ください。

2. 家計の収入基準（住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯） → 給付奨学金案内pp. 9－10

- ※ マイナンバーにより情報連携された2024年1月から12月の収入に基づいて審査されます。家計急変（事由発生日より原則3か月以内）により収入基準を満たすと思われる場合は、学生支援課に相談してください。
- ※ 多子世帯に該当する場合の入学料・授業料の免除申請にあたっては家計の収入基準がありません。ただし、その場合でも3. 家計の資産基準がありますので、よくご確認ください。

3. 家計の資産基準（本人及び生計維持者の資産） → 給付奨学金案内p. 11, p. 18（対象となる資産の範囲についても記載があります）

- ※ 2025年度から給付奨学金の資産基準が2,000万円から5,000万円に引き上げられました。昨年度まで資産基準により採用されなかった方も新しい資産基準を満たした場合には採用されますので、心当たりのある方はご申請ください。
- ※ 多子世帯に該当する場合の入学料・授業料免除に係る資産基準は3億円未満になります。基準を超過する資産を有する場合は、収入の多寡を問わず入学料・授業料の免除が受けられませんので、よくご確認ください。

4. その他の基準（高校卒業から大学入学までの期間、外国籍の学生は在留資格等） → 給付奨学金案内pp. 6－7, p. 14

結果通知

2025年12月下旬以降、学生本人の居住先に郵送でお知らせします。

選考状況は、12月上旬以降スカラネットにログインして、メインメニューからも確認できます。

採用者には必要書類を交付します。採用書類交付前に初回振込が行われます。

支援内容

区分	授業料免除率	給付奨学金月額		支援開始時期
		自宅外通学者	自宅通学者	
第Ⅰ区分	全額免除	66,700円	29,200円	2025年10月 (第1回目の入金は12月になり、開始からの3か月分が一度に振り込まれます。)
第Ⅱ区分	2/3免除	44,500円	19,500円	
第Ⅲ区分	1/3免除	22,300円	9,800円	
第Ⅳ区分 (多子世帯に限る)	全額免除	16,700円	7,300円	給付奨学金は支給されません。入学料・授業料のみが適用されます。
多子世帯 (第Ⅰから第Ⅳ区分を満たさない場合)	全額免除	0円	0円	

- ※ 支援区分の基準の目安（多子世帯を除く）については給付奨学金案内p. 9を参照してください
- ※ 収入基準・資産基準により支援区分が第Ⅱ区分および第Ⅲ区分にあたる方で、多子世帯の要件を満たしている場合には支援区分が「第Ⅱ区分（多子世帯）」、「第Ⅲ区分（多子世帯）」に決定されます。この場合、授業料の免除率が全額免除になりますが、給付奨学金の月額は第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の額から変わりません。
- ※ 多子世帯を対象とした入学料・授業料免除の拡大に伴い、これまで第Ⅳ区分（多子世帯）に該当していた方は入学料・授業料の免除割合が1/4から全額に引き上げられました。多子世帯に該当しない場合、支援区分が第Ⅳ区分に決定されても、授業料免除・給付奨学金を受けることが出来ません。（第Ⅳ区分に決定された方で、私立大学の理工農学系に在籍している場合には給付奨学金が支給されますが、本学は対象となりません。）
- ※ 本人または生計維持者からの家賃支払いが発生していない場合等、要件を満たさない場合は自宅外通学の扱いにはなり

ません。

- ※ 生活保護世帯・児童養護施設等から自宅通学する方の月額給付奨学金案内p.15（注1）参照してください。
- ※ 第一種奨学金と「高等教育の修学支援新制度」を同時に利用する場合、第一種奨学金の月額が調整されます。→給付奨学金案内p.19, p.21 **自宅外通学者は手続きをしない場合、不利益を受けますので必ず手続きをしてください。**

申込の流れ

本学では「奨学金確認書兼地方税同意書」を、申込書類一式を提出した方にお渡しする手順で行います。

0 事前申請（10月4日以降の事前申請者は秋冬学期授業料を一度納入する必要があります）

- 1 申込書類一式の準備・manabaおよび学生支援課への提出
- 2 学生支援課にて奨学金確認書兼地方税同意書を受領
- 3 スカラネット（奨学金の手続を行うサイト）にログイン必要事項の入力と送信
- 4 マイナンバー提出用サイトからマイナンバー（本人および生計維持者）を提出
- 5 日本学生支援機構へ奨学金確認書兼地方税同意書を郵送

※ 事情によりマイナンバーを提出できない場合（例：海外在住等）、別途手続きが発生します。学生支援課にご相談ください。

0. 事前申請

2025年9月22日(月)に開始します。

- 本申請を希望する方は事前申請が必要です。（事前申請フォームは10月末に閉鎖されます。）
- **2025年10月3日（金）までに事前申請を済ませた方については、10月の授業料納入は不要です。10月4日（土）以降に事前申請を行った方については、10月の授業料納入が必要になります。（「新制度」の支援区分が確定した後に、返還いたします。）**
- 事前申請は以下のURLから回答してください。
https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=nEuapTj_lU2_eU2iYjJYMvtbpHBGKYVCpNCQOB75-stUOFdYRTczREdBUVA4Q05KODZISUNWQTY2RC4u
- 事前申請を済ませた方には、数営業日のうちに所定のmanabaコースに登録します。**本申込はmanabaコースへの必要事項入力と、スカラネット下書き用紙の窓口提出の両方が必要になります。**

本申請使用書類

※1番・2番は大学ウェブサイトに掲載します。3番・4番はmanabaのコンテンツに格納しています。

5番、7番、9番はmanabaのアンケート機能で回答、8番の様式はmanabaコースニュース内に掲載しています。

10番は郵便局の窓口等で購入してください。

1. 2025年度「高等教育の修学支援新制度」申込要領（本データ）
2. 2025年度在学者用 給付奨学金案内（青色の冊子データ。以下、「給付奨学金案内」）
3. スカラネット入力下書き用紙（給付・貸付共通）【大学等（大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程））用】◆
4. スカラネット入力下書き用紙 記入見本
5. 入学金及び授業料減免の対象者の認定に関する申請書 **A様式1** ★
6. 「奨学金確認書兼地方税同意書」のセット（黄緑色の封筒）
※専用封筒および個別のIDが含まれるため、ウェブサイトには掲載していません。1-2. 申込書類の提出時に窓口でお渡しします。
7. 学修計画書 ★
8. 通学形態変更届（自宅外通学）（給付様式35）◆
9. 申込チェックシート ★
10. レターパックプラス（宛先を記入したもの。宛先は学生本人の住所に限ります）◆

★のついているものはmanabaのアンケート機能を通じて、◆のついているものは学生支援課の窓口で提出が必要になります。

1. 申込書類の準備・提出 → 給付奨学金案内p. 24

- ①【全員】スカラネット入力下書き用紙（給付・貸付共通）※見本を参考に正確に、漏れなく記入。◆
スカラネット入力下書き用紙は3. の作業のため、コピーをとっておいてください。
- ②【全員】A様式1入学科及び授業料減免の対象者の認定に関する申請書 ★
- ③【全員】学修計画書 ★
- ④【全員】申込チェックシート ★
- ⑤【全員】レターパックプラス（宛先を記入したもの。宛先は学生本人の住所に限ります） ◆
- ⑥【自宅外通学者】通学形態変更届（自宅外通学）（給付様式35）および自宅外通学を証明する書類： ◆
 - ・給付様式35は記入方法を参照して作成してください（一部空欄での提出を指定している欄があります）。
 - ・証明書類は原則、アパート等の「賃貸借契約書」コピー。本学の学生寮の入居者は入居許可書で構いません。
- ⑦【該当者のみ】奨学金案内p. 26の2～7に該当する方はそれぞれ準備してください。◆

特に、2025年1月1日時点で日本に居住していない方（申込者・生計維持者双方）については、「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」、「マイナンバーに代わる提出書類」と添付書類が追加で必要になるのでよくご確認ください。

※「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」はmanabaのコースニュースを参照し、レポート提出機能を通して提出してください。「マイナンバーに代わる提出書類」は印刷・記入して学生支援課の窓口へ提出してください。

★のついているものはmanabaのアンケート機能を通じて、◆のついているものは学生支援課の窓口で提出が必要になります。

★の資料をmanabaに提出した後、◆の資料を学生支援課の窓口へ提出してください。（逆の順番では受け付けられません。）

2. 奨学金確認書兼地方税同意書の受領

1. 申込書類提出時に、日本学生支援機構へ郵送が必要な奨学金確認書兼地方税同意書をお渡しします。

3. インターネット（スカラネット）入力・送信

記入したスカラネット下書き用紙に従い、識別番号（manabaコース内に掲載しています）及び「マイナンバー提出書」に記載の申込ID・パスワードを使って、スカラネットの入力を完了させてください。

スカラネットURL <<https://www.sas.jasso.go.jp/>>

- ・スカラネットの利用時間は8：00～25：00です。
- ・各学校で申込期間が異なるため、期限を過ぎても申込が進む場合がありますが、本学の申込期間内に入力された分のみ有効です。
- ・スカラネット入力は一時保存が可能ですが、本学の申込期間内に送信完了していない場合、申込は完了しません。採用されませんのでご注意ください。
- ・入力終了後に内容訂正が必要となった場合は、学生支援課で修正しますので申し出てください。



スカラネット入力後、受付番号が表示されます。
下書き用紙の写しの受付番号欄に必ず控えておいてください。（修正等の時に必要です）

4. マイナンバーの提出 → 給付奨学金案内 pp. 31-35

スカラネット入力完了後、申込期間内にマイナンバー提出用サイトからマイナンバーを提出してください。マイナンバーを提出できない場合、1. 申込書類提出時に「マイナンバーに代わる書類」を学生支援課に提出しているので、この作業は不要です。「マイナンバーに代わる書類」を提出していない状態で、マイナンバー提出用サイトからマイナンバーを提出しない場合は奨学生として採用されません。

（マイナンバーカードを取得していない場合でも、マイナンバーそのものがあれば手続き可能です。）

5. 奨学金確認書兼地方税同意書の記入および郵送

- ・マイナンバーの提出後1週間以内に、申込者本人の身元確認書類を貼り付けた奨学金確認書兼地方税同意書を専用の提出用封筒（長3・黄緑色）を使用して郵便局の窓口から簡易書留で郵送してください（学生支援課では受付できません）。
- ・父母共にいらっしゃる方は、収入の有無に関わらず「生計維持者」は父・母両方になります。離別、死別等の場合はどちらか1名になることがあります。また、特別な事情のある方（家庭内暴力を受けて避難している方等）は生計維持者が誰になるか学生支援課に確認してから提出してください。
- ・「奨学金確認書兼地方税同意書」に記載されている「申込ID」と「パスワード」は後日必要になることがありますので、提出前に写真を撮っておく等、必ずメモを取ってください。
- ・奨学金確認書兼地方税同意書の不備照会は日本学生支援機構から申請者へ直接行われます。連絡があった場合は速やかに対応してください。**（この対応を怠ると申請不備となり採用されません。）**
※日本学生支援機構貸与奨学金と同時申込の場合、奨学金確認書兼地方税同意書は1通のみの送付で足りません。申込ID・パスワードや記載情報がスカラネットへの入力内容と一致している必要があることに注意してください。

申請期限

5 まで含めて **2025年10月31日（金）【厳守】**

※学生支援課窓口の開室時間は8:30-17:15（土日祝除く）までです。1～5までの手続には生計維持者の方の署名も必要です。締切間際に申請を開始しても間に合わない可能性が高いので、余裕をもって準備してください。

申込手続きは以上です。以下の連絡事項もご確認ください。

その他

- 本紙を含め、配布書類については一部を除き窓口で配布していません。
一橋大学>在学生の方へ>経済支援>高等教育の修学支援新制度 <http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/tuitionsupport.html>
- 必要に応じて、本案内に記載のない書類の提出を求める場合があります。
- 提出書類や申込内容に不備・確認事項があったときは、大学Gmailへ連絡します。大学が指定した期限内に不備が解消しない場合、審査対象とならないことがあります。



採用後の手続き等

- 「在籍報告」、が年に1度（4月）、家計状況に係る「適格認定」が年に1度（8-9月）、学業に係る「適格認定」が年度末に1度（3月）にある等、年間を通じて重要な手続きがあります。手続きを怠った場合は、支援が打ち切られることもありますので、大学からの連絡（大学Gmail）を必ず定期的に確認してください。大学からの連絡を見落としたことにより生じた不利益は補填されません。
 - 本制度は、標準修業年限で卒業できないことが確定した時点（留年等）で支援が打ち切られます。また、修得単位数や成績状況、その他学修意欲の確認状況により、廃止（支援の打ち切り）や「警告」（2年連続で受けると「停止」または「廃止」）の措置がとられます（例：2年連続してGPAが同学部・同学年の下位1/4の場合、支援が停止または廃止されます。また、学修状況が極めて悪い場合は廃止に加えてそれまでの給付奨学金の返還が命じられます）。
- 給付奨学金案内p. 36

関連サイト

（日本学生支援機構Webサイト）進学資金シミュレーター
支援の対象となるか、どれくらいの支援が受けられるか、大まかに調べることができます。
<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

※利用可能な奨学金に関するシミュレーション結果は参考です。採否を確定するものではありません。



書類提出先・問合せ先

一橋大学 学生支援課 奨学事業係 JASSO新制度担当

(国立西キャンパス本館1階) ※窓口は月～金(祝日を除く) 8:30～17:15

〒186-8601 東京都国立市中2-1

E-mail: scholarship@ad.hit-u.ac.jp

奨学金その他経済支援に関わる連絡は、大学 Gmail (学籍番号@g.hit-u.ac.jp) 宛に行います。また、学生本人以外への連絡は行いません。

- メールを定期的に確認する・普段使用するアドレスに転送する設定を行うなど、重要な連絡を見逃さないようにしてください。必要に応じて、各自で生計維持者と情報を共有してください。学生支援課が生計維持者の方に個別で直接連絡をすることはありません。
- 不備があったときに連絡することもあります。緊急時はこちらで把握している携帯番号にかけることもありますので、着信に応答する、不在着信時は折り返し連絡する等、対応してください。
- 大学が指定した期日までに連絡が取れない場合、審査対象外となることや奨学金停止等の不利益が生じることがあります。連絡を見落とししたことを理由として生じた不利益は補填されません。